

◎平成30年1月農業委員会議事録

開催日時 平成30年1月10日(水) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 佐藤光志 村上卓也
岡 牧生 本田博士 中山 忍 岩永俊夫
松永雄治 吉田二郎 林田 篤 山内秀一
友田 廣 榮 恵 森田義美 森下文夫

農業委員欠席者 西岡敏春

事務局出席者 春日公和 篤岡潤一郎 甲斐ひとみ

1 開 会 春日事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、林田篤委員、吉田二郎委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第21号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第22号 農地法第4条の届出について
- 3) 議案第34号 農地法第3条の許可申請について
- 4) 議案第35号 農地法第5条の許可申請について
- 5) 議案第36号 農用地利用集積計画承認申請について
- 6) その他

5 閉 会

○報告第21号 農地法第18条第6項の規定による報告について
議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第21号農地法第18条第6項の規定による届出が9件あつ

ております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。では、ご説明いたします。議案書1ページ目をご覧ください。通知者。賃貸人。嘉島町上仲間〇〇〇〇-〇。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上仲間〇〇〇〇。〇〇〇〇。物件は、大字上仲間前田〇〇〇〇。田。1, 011㎡です。契約の内容は平成27年6月1日から平成32年5月31日までの5年契約となっております。解約の合意が成立した日は、平成29年12月13日。土地の引き渡しの時期も同日です。

次のページをご覧ください。番号2。通知者。賃貸人。八代市夕葉町〇-〇。〇〇〇。八代市古閑中町〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上仲間〇〇〇〇。〇〇〇〇。物件は、上仲間中島〇〇〇〇。田。1, 289㎡です。契約の内容は平成22年11月1日から平成32年10月31日までの10年契約です。解約の合意が成立した日は平成29年12月12日。土地の引き渡しの時期も同日です。

次のページをご覧ください。番号3。通知者。賃貸人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇-〇。〇〇〇〇〇。外〇名。賃借人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇-〇。〇〇〇〇〇。物件は、下六嘉瀬剥〇〇〇〇。田。2, 006㎡です。契約の内容は、平成23年12月1日から平成33年11月30日までの10年契約です。解約の合意が成立した日は平成29年12月14日。土地の引き渡しの時期は平成30年5月20日となっております。

次のページをご覧ください。番号4。通知者。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇〇。〇〇〇。賃借人。嘉島町上島〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。物件は、上島芝原〇〇〇〇-〇。田。125㎡。同じく芝原〇〇〇〇。田。975㎡。合計が1, 100㎡となっております。契約の内容は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの1年契約となっております。解約の合意が成立した日は平成29年6月20日。土地の引き渡しの時期も同日です。

次のページをご覧ください。番号5。通知者。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇〇。〇〇〇。賃借人。嘉島町上島〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。物件は、上島芝原〇〇〇〇。田。1, 216㎡です。契約の内容は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの1年契約です。解約の合意が成立した日は平成29年6月20日。土地の引き渡しの時期も同日です。

次のページをご覧ください。番号6。通知者。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇〇。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上島〇〇〇〇。〇〇〇〇。物件は、上島三十六〇〇〇。田。308㎡。蔵園〇〇〇〇。田。816㎡。蔵園〇〇〇〇-〇。田。788㎡。蔵園〇〇〇〇。田。780㎡。蔵園〇〇〇〇-〇。田。674㎡。合計が3,366㎡となっております。契約の内容は、平成25年11月1日から平成35年10月31日までの10年契約です。解約の合意が成立した日は平成29年12月22日。土地の引き渡しの時期は平成30年2月28日です。

次のページをご覧ください。番号7。通知者。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇〇。〇〇〇〇。外〇名。賃借人。嘉島町上島〇〇〇〇。〇〇〇〇。物件は、上島蔵園〇〇〇〇。田。393㎡。同じく蔵園〇〇〇〇-〇。田。340㎡。計、733㎡です。契約の内容は、平成20年10月1日から平成30年9月30日までの10年契約です。解約の合意が成立した日は平成29年12月25日。土地の引き渡しの時期も同日です。

次のページをご覧ください。番号8。通知者。貸人。嘉島町井寺〇〇〇〇。〇〇〇〇。借人。嘉島町上島〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。物件は、井寺二番割〇〇〇〇。田。704㎡です。契約の内容は、平成28年5月1日から平成33年4月30日までの5年契約です。解約の合意が成立した日は平成29年12月25日。土地の引き渡しの時期は平成30年2月28日となっております。

次のページをご覧ください。番号9。通知者。貸人。嘉島町上島〇〇〇〇-〇。〇〇〇〇〇。借人。嘉島町上島〇〇〇〇-〇。〇〇〇〇〇〇。物件は、上島蔵園〇〇〇〇-〇。田。242㎡となっております。契約の内容は、平成元年6月13日から平成41年6月12日までの40年契約です。解約の合意が成立した日は平成29年12月25日。土地の引き渡しの時期も同日です。

事務局からは以上でございます。

議 長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第22号 農地法第4条の規定による届出について

議 長 続きまして、報告第22号農地法第4条第1項第7号の規定による届出が1件っております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。説明いたします。議案書をご覧ください。申請人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地〇。申請物件が上島幸八〇〇〇〇ー〇。田。70㎡。同じく幸八〇〇〇〇ー〇。畑。140㎡。合計が210㎡です。申請理由は個人住宅。施設の概要は木造平屋建て1棟でございます。

次のページをご覧ください。位置図を示しております。見ていただきますと、左下にドラッグストアモリ嘉島店。その左下に国道445号線が走っております。中心部に申請地。1枚めくっていただきますと、字図を示しております。中心より下の部分に、〇〇〇〇ー〇と〇〇〇〇ー〇がございます。

説明は以上でございます。

議長 ただいま説明がありました案件は、市街化区域の農地転用でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第34号農地法第3条第1項の規定による農地の転用許可申請が2件あっております。

番号1の件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。では、議案番号1について説明させていただきます。申請人。譲渡人。嘉島町上六嘉〇〇〇ー〇。〇〇〇〇。譲受人。御船町高木〇〇〇〇ー〇〇。〇〇〇〇。申請物件は、上島赤見田〇〇〇ー〇。田。1,002㎡です。譲受人の経営状況につきましては、耕作面積が田、2,667㎡。畑、5,063㎡。合計が7,730㎡です。家族数は2人。労働力は2人です。農機具はトラクター、コンバインを所有されております。申請理由は譲渡人の申し出によるものです。

では、位置図を示させていただいておりますが、前回の農業委員会でもお話をさせていただいておりますが、カントリーの西側に位置する農地ですね。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、申請農地は、小作契約が結ばれておりましたが、今回の申請に伴い解約されましたので、使用収益権については問題ありませ

ん。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取、および地元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地はすべて効率的に利用されていることが確認されました。権利取得後の当該農地についても、必要な農機具、および労働力が確保され効率的に利用されると思われま。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあるため要件を満たすものと判断します。次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が7,730㎡であるため問題ありません。最後に地域との調和要件についてですが、申請書を見てみると周辺の農業経営に影響がないように耕作する旨の記載がありますので問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今、詳しい説明がございましたが、この件について何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

何もなければ、承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　それでは、承認とさせていただきます。

続きまして、番号2の件について説明をお願いします。

事務局 　はい。それでは、議案番号2についてご説明いたします。申請人。譲渡人。嘉島町上島〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。譲受人。嘉島町上島〇〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件は、上島赤見田〇〇〇。田。4,754㎡です。譲受人の経営状況といたしましては、耕作面積は田、550㎡。畑、1,499㎡。計、2,049㎡となっております。家族数7人。労働力2人。農機具はトラクター、軽トラック、田植え機、コンバインを所有されております。申請理由は譲り渡し人の申し出によるものとなっております。

位置図の確認をいたします。次のページをご覧ください。嘉島中学校の北東に位置する農地となっております。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、申請農地は、小作契約等は結ばれておりましたが、今回売買契約に伴い解約されますので、使用収益権については問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取、および地元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地はすべて効率的に利用されていることが確認されました。権利取得後の当該農地についても、必要な農機具、および労働力が確保され効率的に利用されると思われま

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあるため要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が2,049㎡であり、今回取得する農地4,745㎡と合わせると基準面積である5,000㎡を超えるため問題ありません。最後に地域との調和要件についてですが、譲受人は以前より同地区で耕作をしており、また申請書にも周辺にも農業の経営に影響がないように耕作する旨の記載があるため問題ないと判断します。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 　ただ今、詳しい説明がございましたが、この件について何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委員 　ありません。(委員一同)

議長 　何もなければ、承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第35号 農地法第5条の許可申請について

議長 　続きまして、議案第35号農地法第5条の農地転用の許可申請が2件あっております。

まず、議案番号1について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第35号の議案書を1枚めくっていただきまして、番号1。申請人。譲渡人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。外〇名。譲受人。熊本市東区下江津〇丁目〇番〇〇号。〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件は上島蔵園〇〇〇〇。田。393㎡。同じく蔵園〇〇〇〇-〇。田。340㎡。蔵園〇〇〇〇-〇。田。864㎡。蔵園〇〇〇〇。田。680㎡。蔵園〇〇〇〇-〇。田。439㎡。蔵園〇〇〇〇。田。241㎡。蔵園〇〇〇〇-〇。畑。244㎡。蔵園〇〇〇〇-〇。田。242㎡。蔵園〇〇〇〇-〇。田。89㎡。蔵園〇〇〇〇-〇。田。100㎡。蔵園〇〇〇〇。田。234㎡。合計、3,866㎡が転用申請でございます。申請理由は建売住宅です。施設の概要は木造平屋建て13棟の計画であります。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書の添付はあります。資金証明書の添付もあります。開発許可は申請中で見込みありです。地元委員は〇〇〇〇でございます。

1枚めくっていただきまして、位置図を示しております。中心に松前重義記念館がございます。その北側でございます。13の建売住宅の転用申請でございます。次、めくっていただきまして、字図を示させていただきます。11筆でございます。続いて1枚めくっていただきまして、配置図を示しております。雨水については、道路の側溝に流されて、汚水生活雑排水については、下水道につながる予定でございます。

番号1についての説明は以上でございます。

議長 次に地元委員であります、〇から報告をさせていただきます。先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。申請地は、上島集落内にある未整備農地の集団であるため農地区分としましては第2種農地と思われまます。農業上の支障についてですが、東側に農地集団がありますが、日照、通風、農作業上の支障はないものと思われまます。周辺の土地利用の状況から転用許可申請はだとうなものと思われまます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項についてご説明します。農地区分につきましては、上島集落の10ヘクタール未満の未整

備農地でありますので、第2種農地と判断できます。営農上の支障については農地集団とは東側で水路を挟んで接しておりますので、日照、通風、農作業上の支障はないものと考えられます。総合的に判断した結果、周辺農地への影響もなく、始末書も添付されておりましたので、申請は許可相当と判断できます。事務局からは以上です。

議長 　ただ今、地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、番号1の件について何かご意見、ご質問ございませんか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。それでは、番号1の件については承認とさせていただきます。続きまして、番号2について説明をお願いします。

事務局 　はい。では、番号2の件についてご説明いたします。
申請人。貸人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇。借人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。申請物件は、上島北屋敷〇〇〇〇。畑。66㎡。上島北屋敷〇〇〇〇。畑。49㎡。計、115㎡です。申請理由は個人住宅です。施設の概要は軽量鉄骨造平屋建てで1棟です。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書は隣接農地は今回はございませんでした。資金証明書はあります。開発許可は不要です。地元委員は〇〇〇〇でございます。
一枚めくっていただきますと、左側中心部に申請地があります。ちょうど真ん中右上から左下に走っておりますのが、中学校線でございます。上島集落内で井手田タクシーさんの北側に位置するところでございます。一枚めくっていただきますと、字図を示しております。一枚めくっていただきますと、配置図を示しております。ちょうど地震によって被災されておりましたので、家をほぼ同じ場所に建て直されるということでございます。雨水については、北西側の水路に流されるということで、汚水生活雑排水については既設の下水道に流される予定でございます。続きまして、次のページをご覧くださいと、始末書を添付がっております。すでに、家が建っておりますので始末書の提出を求めました。

番号2の説明については以上でございます。

- 議長 次に、地元委員であります○から報告させていただきます。
先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。
申請地は、嘉島町役場から350mの距離に位置し、市街化が見込まれる第2種農地と思われます。
現地を見ますとすでに一部宅地として利用されておりましたが、始末書も添付されており周辺の土地利用の状況から転用許可申請はだとうなものと思われます。
委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。
続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

- 事務局 はい。それでは、検討事項についてご説明します。
申請地は、本町役場から350mの距離に位置し、市街化が見込まれる区域内にある第2種農地と判断します。
申請地は、すでに一部住宅用地として利用されておりましたが、転用の許可を受けない無断転用の状態になっておりまして、今回の申請により是正されます。総合的に判断した結果、周辺農地への影響もなく、始末書も添付されておりましたので、申請は許可相当と判断します。
事務局からは以上です。

- 議長 ただ今、地元委員と事務局から詳しい説明が終わりましたが、番号2の件について何かご意見、ご質問ございませんか。何もないければ承認でよろしいでしょうか。

- 委員 はい。(委員一同)

- 議長 ありがとうございます。それでは、番号2の件についても承認とさせていただきます。

○議案第36号 農用地利用集積計画承認申請について

- 議長 続きまして、議案第36号農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画書について承認申請が16件あっております。

そのうち、〇〇委員、〇〇委員の案件がございますので、そちらを先に審議いたします。それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議案第36号〇〇〇〇委員の件についてご説明いたします。2ページの一覧表をご覧ください。上から3段目になります。賃借権の設定で期間が5年です。〇〇〇〇委員。更新が2件で田が7,838㎡。新規が1件でございます。物件が2筆ございます。畑が2,352㎡で、田が2,389㎡となっております。現経営面積の166,712㎡から新規を入れますと171,453㎡となっております。

個表の6ページをご覧ください。これは再設定の分でございます。田が1,133㎡。5年の契約で、10アール当りの16,000円となっております。それから、権利を有する方の同意も右側の方でございます。

次の7ページですけれども、〇〇委員と〇〇〇〇さんの再設定でございます。5筆ございます。計の6,705㎡でございます。5年となっております。10アール当りの17,000円の契約となっております。

続いて、8ページでございます。〇〇〇〇委員と〇〇〇〇〇〇〇さんの新規の設定でございます。面積が3筆の4,741㎡となっております。期間が5年の10アール当りの契約が1筆杉ノ下の畑ですので1,000円。大門ノ下の2筆が10アール当りの15,000円となっております。

以上で説明を終わります。

議長 ただ今説明が終わりましたが、〇〇委員の件について何かご意見ご質問はございませんか。

何もなければ、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員入室)

〇〇委員承認されましたので、報告いたします。

〇〇委員 ありがとうございます。

議 長 続きまして、〇〇委員の件について審議いたします。それでは、
〇〇委員の退室を求めます。
(〇〇委員退室)
事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは2ページを開いていただきまして、上から7行目の10年の賃借権の設定でございまして、〇〇〇〇委員の再設定でございまして。現経営面積が177,736㎡で新たな再設定が1,748㎡でございまして。経営面積は変わらずとなっております。では、16ページをご覧ください。〇〇委員と〇〇〇〇さんの利用権の再設定でございまして。1筆でございまして1,748㎡でございまして。期間が10年で、1筆当り米の90KGとなっております。
以上が〇〇委員の案件でございまして。

議 長 ただ今説明が終わりましたが、〇〇委員の件について何かご意見ご質問はございませんか。
何もないければ、承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。
〇〇委員の入室を許可します。
(〇〇委員入室)
〇〇委員承認されましたので、報告いたします。

〇〇委員 はい。ありがとうございます。

議 長 それでは、残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、残りの案件につきましてご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の

利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画がただ今の委員の案件と合わせて13件ございまして、合計面積が39,975㎡。うち再設定が5件の12,497㎡。所有権移転が3件の8,218㎡です。

それでは、議案書の一覧表、先ほどの2ページをご覧ください。まず、3年で〇〇〇〇さん。現経営面積が76,965㎡で、利用権設定する田が12,505㎡でございます。新規ですので、合計は89,470㎡でございます。続いて、5年の〇〇〇〇さん。現経営面積が7,554㎡のうち更新が2,115㎡でございます。続きまして、ひとつとばしていただきまして、5年の〇〇〇〇〇〇〇が2件でございます。現経営面積が、3,464,307㎡で新規でございます。3,414㎡の増となっております。合計が3,467,721㎡となっております。続いて、8年でございます。〇〇〇〇〇〇〇の設定でございます。2件ございまして、4,070㎡。それと、10年でございます。2,748㎡の新規の設定でございます。それと、10年のその下で〇〇〇〇さん。現経営面積が92,299㎡のうち796㎡の再設定でございます。それから、所有権の移転でございます。〇〇〇〇〇の買い入れでございます。田の1,331㎡。1筆でございます。それから、〇〇〇〇〇の買い入れでございます。現経営面積が143,611㎡。買い入れが5,531㎡で4筆となっております。それから、その下が〇〇〇〇〇さん。現経営面積が40,134㎡で、今回新たに取得されるのが1,356㎡でございます。

それでは、次のページをお開きください。3ページが〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの新規の契約でございます。上島古宮。合計面積が12,505㎡となっております。期間が3年。10アール当たりが15,000円となっております。相続の権利が〇〇〇〇さんの捺印と署名がしてあるところでございます。

それから、5ページでございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権の再設定でございます。1筆。5年間で10アール当りの1俵となっております。

それから、次が9ページになります。〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇さんの新規の契約でございます。上島四郎丸赤見田2筆ございまして、2,

125㎡でございまして、10アール当りの米90KGとなっております。期間は5年となっております。

それと、○○○○と○○さんの利用権の設定でございまして、4筆でございます。合計面積が、3,708㎡となりまして8年です。10アール当りの15,000円となっております。右の方に権利を有する方の同意の捺印がございまして。

続きまして、次のページが○○○○と○○○さんの新規の設定でございまして、上仲間中島でございまして、1筆の1,289㎡。1筆当りの米の60KGとなっております、権利を有する方の捺印もございまして。

続きまして、次のページが○○と○○○○さんの利用権の設定でございまして、新規でございまして、井寺三番割で面積が704㎡の期間が8年でございまして、1筆の10アール当りの14,500円となっております。

次のページが、○○と○○○さんの利用権の設定でございまして、これも新規でございまして、5筆ございまして、3,366㎡。8年でございまして、10アール当りが10,000円となっております。

続きまして、13ページが○○と○○○○さんの新規の利用権の設定でございまして、2筆ございまして、合計の1,408㎡。10年の期間で、10アール当りの15,000円の賃借料の設定となっております。右側にその他の権限を有する者の同意も得られております。

次の14ページになります。○○○○と○○○○○さんの新規の利用権の設定でございまして、面積が1340㎡。10年の15,000円となっております。

続いて、15ページが○○○○さんと○○○さんの利用権の設定でございまして、796㎡。10年でございまして、10アール当りの17,000円となっております。

続きまして、1ページとばしていただきまして17ページ。これは所有権の移転でございまして、○○から買い入れてございまして、○○○さんから○○○○○の買い入れでございまして、上仲間藪ノ内の1,331㎡。水田でございまして10アール当りの単価が1,200,000円。総契約金額が1,597,200円となっております、引き渡しの時期が平成30年2月28日となっております。

続いて、次のページが○○○○○の買い入れでございまして、4筆ご

ざいまして、5, 531㎡。10アール当りの単価は、記載のとおりでございまして総金額は、6, 770, 550円。引き渡しの時期が平成30年1月15日となっております。

続きまして、次のページが〇〇〇〇さんの買い入れでございます。下六嘉百海。ここは耕作放棄地となっていたところでございますが、面積が1, 356㎡。水田。10アール当りの1, 000, 442円で総額が1, 356, 600円となっております、引き渡しの時期が1月20日となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問などございますか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成30年1月10日

会 長 下 田 司

委 員 林 田 篤

委 員 吉 田 二 郎

